

各 位

会社名 日本 B S 放送株式会社
 代表者名 代表取締役社長 目時 剛
 (コード番号 9414 東証第二部)
 問合せ先 取締役経営企画局長 内田 克幸
 (TEL 03 - 3518 - 1900)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社ビックカメラについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
 (平成 26 年 8 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)ビックカメラ	親会社	62.58	—	62.58	株式会社東京証券取引所 市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

- ① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系

当社は、親会社である株式会社ビックカメラを中心とする企業グループ（以下「ビックカメラグループ」という。）の一員であります。

ビックカメラグループは、平成 26 年 8 月 31 日現在 21 社（親会社とその子会社 18 社及び関連会社 2 社）で構成され、音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品及びその他の商品の物品販売を主な事業としており、BS デジタル放送事業を主たる事業としている当社とは事業領域が異なっております。なお、株式会社ビックカメラは、当社議決権の 62.58% を所有しております。

当社は、株式会社ビックカメラとの間で、広告出稿契約をもとに広告出稿取引を行っておりますが、当該取引の売上比率は僅少であり、当社の業績は株式会社ビックカメラに大きく依存するものではありません。

また、当社は、経営体制強化及び監査体制強化を目的として、取締役1名及び監査役1名を親会社である株式会社ビックカメラから招聘しており、営業部門に1名の出向者を受け入れておりますが、今後必要とする人材は当社独自の採用活動により確保していく方針であります。

(役員・監査役の兼務状況)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
社外取締役	嶋田 史雄	顧問	経営体制強化のため当社から就任を依頼したもの
社外監査役	川村 仁志	取締役副社長	監査体制強化のため当社から就任を依頼したもの

(注) 平成26年8月31日現在の当社取締役は7名、監査役は3名となっております。

(出向者の受け入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社名又はそのグループ企業名	出向者受け入れ理由
営業局 営業部	1名	親会社 株ビックカメラ	営業部門強化のため当社から依頼したもの

(注) 平成26年8月31日現在の当社の社員数は73名となっております。

- ② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響、及び当該状況にある中における親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方と
そのための施策

ビックカメラグループは当社の取引先であり、事業活動を行う上での承認事項等親会社からの制約はありません。当該取引を行うに際しての取引条件等については、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証しており、当社全体の売上高のうち当該グループへの売上高が占める割合は僅少であります。

また、当社は経営体制強化を目的として、株式会社ビックカメラから取締役1名を招聘しておりますが、取締役会の半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

③ 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、ビックカメラグループで唯一のBSデジタル放送事業を営んでおり事業の棲み分けがなされていること、親会社からの取締役及び出向者の状況は独自の経営判断を妨げるものではないこと、当該グループとの取引規模が僅少で大きく依存するものでないこと等から、親会社からの一定の独立性は確保されているものと考えております。

また、当社の事業展開にあたっては、親会社の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、社外取締役である独立役員を含む取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、経営の独立性は十分に確保されているものと考えております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との重要な取引につきましては、平成26年10月8日開示の「平成26年8月期 決算短信 4. 財務諸表 (5) 財務諸表に関する注記事項 (関連当事者情報)」に記載しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、コーポレート・ガバナンス報告書に定めているとおり、当該取引条件等について他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行っており、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しております。

以 上